

児童労働の排除から権利論的キャリア教育論へ

—人権・権利の視点でひもとくトランジション問題—

尾 川 満 宏

1. 労働に従事する子どもの権利問題から 労働の準備をする子どもの権利問題へ

2000年代以降、子どもや若者が主体的に学卒後の進路や職業を選択し、労働に携り、「社会的・職業的な自立」を実現するためのキャリア教育が推進されてきた。その政策理念や実践上の問題には少なくない批判が寄せられたが、近年「権利論的キャリア教育論」といいうる新しい教育論が提起されている。それらの教育論が依拠する人権観や権利観は、子どもを労働から解放し、かれらにふさわしい「子ども期」を与えるための理論を模索しはじめた19世紀の「子どもの人権」思想とは、明らかに異なっている。

児童が労働から保護されることは、近代化の過程を通じて確立された「子どもの人権」の代表例である。国連総会で1989年に採択され、1994年に日本も批准した「児童の権利に関する条約」は、18歳未満を「児童（子ども）」と定義し、第32条において「児童が経済的な搾取から保護され及び危険となり若しくは児童の教育の妨げとなり又は児童の健康若しくは身体的、精神的、道徳的若しくは社会的な発達に有害となるおそれのある労働への従事から保護される権利を認める」よう規定している。

しかし、労働に従事する子どもの権利問題は現代日本の「子どもの人権」論議にほとんど登場しない。その代わりに、内閣府が2012年に実施した「人権擁

護に関する世論調査」によると、進路や職業を自己決定する権利や、大人に意見を聞き入れられる意見表明の権利が十分保障されていないことが現代の子どもの人権問題として意識されている。さらに、狭隘化した就職市場や「ブラック」な労働環境を巧みに生き抜くため、高校生などに労働者の権利を学んでもらおうとする動きもある⁽¹⁾。いわば、労働の準備をする子どもの権利問題である。

子どもと労働というテーマにおいて「子どもの人権」が果たした役割として、「児童労働の禁止」という結論がすでに共有されているように思われる。しかし、本稿の関心はこの結論にあるわけではない。また、人権にかかわる教育実践(原田 2015) や種々の社会運動、「同和対策事業特別措置法」などの政策、それらを支えた理論や人権・権利の概念自体を精緻に考察することにもない。そうではなく、子どもと労働あるいは労働を通じた「大人」への移行＝トランジションに関する社会史研究を主な手がかりに、子どもと人権・権利の接合に焦点を当てること、で、「子どもの人権」をめぐるオルタナティブな記述の可能性を考えたい。

本稿が何を、どのように記述するかは次のように要約される。すなわち、近代以降広範に普及した「子どもの人権」思想は、一方で児童労働の禁止や大衆層を含めた皆就学を促し、子どもに十全に発達する権利や機会の保障にたしかに貢献した。しかし他方で、労働をメルクマールとする「大人」すなわち「労働者」への文化的移行経路を消失させたという意味では、とくに日本社会におけるトランジションの難点を胚胎した契機だったのではないか。こうした側面を自覚したとき、子ども・若者の労働やキャリア形成の現代的問題をめぐって、「大人」はいかに語り、また語られることが可能だろうか。

2. 「児童労働の排除」の社会史的意味

2-1 「子どもの権利」思想にもとづく保護？

基本的人権がいわれはじめるのは市民革命以後であるが、子どもが人権の享有主体であるとの認識は「子ども期」の誕生 (Ariès 訳書 1980) や、19 世紀後半にはじまる労働者階級への子ども期の浸透 (小谷 2008) が必要であった。

産業革命後の「18世紀後半～19世紀初期、若者は産業界の収益性にとって非常に重要な存在であった」(Cunningham 訳書 2013、p.185)。それ以前、とりわけ農業労働は基本的に季節的で、また子どもの労働力が大人と釣りあうわけではなかったため、農業経済は子どもにフルタイム労働を求めなかった。そうした農業労働とは対照的に、純粋な農業的とはいえない、世帯を工業生産の拠点とする農村工業は、産業革命後に仕事を家庭から工場へと移した。一部の工場は子どもの労働をフルタイムへと展開し、子どもは家族の監督下を離れて働くことになった。そうした工場制度の進展にともなう競争や分業は、都市と農村の違いこそあれ「児童労働をますます多く活用することで労働コストを下げようとする競争」(同書、p.186)を惹起した。子どもの稼ぎが家計収入のかかなりの部分を支えるようになると、「子どもを工場で働かせる以外の選択肢はほとんどの家族になかった」(同書、p.123)。大人と未分化であるが完全には一致していなかった子どもを、初期産業革命は、工場と家庭の双方において完全な労働力と位置づけた。

子どもに対する経済的な期待が変化し「子どもが労働力の一員から、学童へと考えられる状況へ変わる様子が明らかになったのは、19世紀の最後の25年間であった」(同書、p.208)。ヨーロッパでは、19世紀を通じて児童労働を制限する法律や義務教育制度が国家の役割を目立たせるかたちで整備された。近代学校制度の発展と児童労働の排除は、いちはやく「子ども期」を享受した上流階級に続いて労働者階級にも「子ども期」を与えることで、労働から解放され保護・教育される「子ども」と、労働に従事し子どもを保護・教育する「大人」を生み出した²⁾。このような「大人」と切り離された「子ども」という観念や、その普及を支えた社会的な諸実践を欠いては「子どもの人権」「子どもの権利」の主張は不可能だっただろう。

そうした実践は労働規制や児童福祉の取り組みなど複数の領域で見受けられたが、教育領域における「子ども中心主義」や「新教育運動」も重要な実践であった。堀尾の整理によれば、「子どもの権利の思想は、新教育の運動に支えられて、子どもの発達にそくしてその内実が具体化され、そのことが子どもの権利の宣言的ないしは法的定着を確かなものとしていった」(堀尾・兼子 1977、p.51)。すなわち、新教育の思想的源泉はルソーやペスタロッチ、コメ

ニウスに求められるとしながら、「新教育が、より確固とした思想的基盤を獲得するためには、一方で、人権と子どもの権利の思想の発展と、他方で、それを『発達』(développement, Entwicklung)の事実と論理によって裏づける『発達と教育の科学』の前進が必要であった」(同書、p.49)。それら近代の思想や知識によって強調される子どもの固有性が前提視されるにつれ、発達の権利や教育を受ける権利、それを保障する国家の義務といった一連の認識が正統性を獲得した。

この過程と帰結において重要だったのは、「子どもの人権」という観念が子どもも人権の享有主体であることのみならず、子ども固有の人権や権利の存在を意味したことである。産業革命の初期、子どもを労働に従事させる親の行為は「産業革命と児童労働の必要のなかで『親権の濫用』として機能し、子どもの人権は無視されていた。過酷な児童労働の現実に対して・・・親権の『濫用』を取り締まるための工場立法をみるにいたる。工場法は、全体的には、総資本の立場からの資本の論理の貫徹を保障する法律であるが、同時にそれは、工場主と親の恣意的搾取に対しての、児童保護の観点を含んでいたことは否定できない」(同書、pp.53-54)。ここでの「子どもの権利は、大人が主張する自立(インディペンデンス)あるいは自由(フリーダム)といった権利とは正反対の・・・保護される権利」(Cunningham 訳書 2013、p.214)だったことに留意したい。子どもを工場から引き上げさせ、家族や学校で扶養・教育しはじめたこの段階で、子どもは資本主義において自立や自由を追求し、またその意欲や能力を自己開発する主体とみなされてはいなかった。

ところで、「子ども」を「大人」から切り離したのは「子どもの人権」思想と手を携えた児童保護の実践だけではなかった。産業革命はその初期に子どもを完全な労働力として工場に迎えたが、同時に職任分離を促進し、やがて純粋な私的空間としての近代家族を成立させた。各種の運動や法律制定の後、工場から家庭に帰ることとなった子どもたちを待っていた近代家族は、かれらに仕事を強いなかったのである。というより、子守りや家事を別にすれば、子どもに強いる仕事(家業)を持たなかった。

ただし、子どもは保護の観点から労働から解放され、近代家族や学校に守られたというのは一面的である。19世紀までにヨーロッパで児童労働が減少し

た主因を経済成長と工業化の進展とする説は有力で、代表的論者のひとりにはナーディネリ (Nardinelli 訳書 1998) が挙げられる。彼の重要な論点は、「19世紀前半の児童労働と、19世紀後半の教育投資という外見上の変化は、ともに親が子どもを含めた世帯の福利を最大化しようとした結果で・・・子どもの時間配分に影響を与えるのは世帯のメンバーが労働市場との関係でもつ潜在価格や機会の変化であって、親の子どもに対する態度の変化ではない」(岩下 2009、p.47) ことである⁽³⁾。ここで強調しているのは、子どもが労働から解放された側面よりも、純粋に経済的に労働力としての価値を認められなくなり、職場から排除された側面である。

2-2 日本のトランジションの成立過程にみる「子どもの人権」思想の機能

こうした側面は近代日本で児童労働が禁止された経緯にも見受けられた。児童労働禁止を日本ではじめて法律化した1911年「工場法」の制定過程を分析した元森 (2014、p.119) によれば、「年少者を資本が手放したのは、必ずしも教育的な『児童』観が浸透・徹底されたからだけとは言いきれない。・・・むしろ、資本主義の発展に伴って機械化が進み、利潤や経済性を追及する資本は、義務教育程度の『幼者』はもはや必要としなくなった」。

同法制定への動きが見られた明治期前半、欧米での労働時間規制も意識しつつ子どもを保護・教育しようとする視線に対して「損か得か」「経済的か否か」という資本の論理は、年少者を労働力として使役すべく教育の論理に対抗していた。しかし、やがて当為としては教育や福祉の論理を正面から否定することが難しくなるとともに、資本主義が高度化し、日露戦争が終わる頃の基幹工業では年少者が労働力にならなくなったため、かれらは工場から追い出され学校に保護(収容)された。その後、どの程度の年齢で雇用可能とするかで両論理が攻防するようになるにつれ、子どもは一定年齢まで学校教育を受けた後に労働の世界に移行するという考え方が規定路線となった(以上、元森 2014)⁽⁴⁾。ここに日本的なトランジションの概念が成立した一側面を見出すことができる。

資本の世界から放逐され学校へ通うこととなった子どもに対する視線は、たしかに「労働力から児童へ」と変化した。しかし、学校の児童はいつか職場の労働力になるとの期待を資本は手放さなかった。対して児童保護の思想や教育

の論理は、「大人」による「現在の秩序から『子ども』を隔離して、新たな価値を創出する」ことや、「『大人』とは異なった理想としての『子ども』が、教育を媒介に『国民』となり、国家をつくっていく」（元森 2009、p.60）ことを思い描いた。この理念において、子どもが再び労働力になること、つまり「児童から労働力へ」のトランジションは十分に想定されなかったのではないだろうか。

その一端を示すのが、1920年代の学校教育への「職業指導」導入をめぐる論争（石岡 2011）である。それは、児童の将来の職業生活を勘案しない当時の教育の歪みを修正し「教育の実際化」を図ろうとする導入推進派⁽⁵⁾と、「社会の実際の必要」は上述の教育の論理や理念を侵すとする反対派の言説の対立であった。後に文部省は職業指導の導入を決定し、学校は児童の適性と適職のマッチングを手がけることになったが、推進派の主張した「教育の実際化」は必ずしも達成されなかった。というのも、「個々人の『適性』『個性』の析出と、それに合致する『適職』の判定という営みを遂行するためには、まずもって、それらの『適性』『適職』がどのようなものなのかが明確にされていなければならない。しかし、それらの解明はまったく未完成の状態」だったからである（同書、p.215）。それゆえに生じた職業指導のその後の「方法論的分岐こそは、これ以降の日本社会における学校と職業世界との関係性、具体的には、『教育内容における非連続性』と『システムにおける連続性』の基盤」となった（同書、p.216）。

職業指導が制度化されたことにより、児童は学校から職業へ間断なく移行することを強いられたが、職場の労働に対応した知識習得や能力形成を、学校は十分に保証しなかった。ここに、「大人」や「社会の実際の必要」から「子ども」を隔離することで国民と国家の形成を目論んだ、前述の教育の論理の影響を推察しないわけにはいかない。次にみるように、「子どもの人権」思想と結託した新教育運動と子ども中心主義は、日本のトランジションの成立と並行して「大人」とは異なる「子ども」固有の文化や世界を構築したのである⁽⁶⁾。

3. トランジションの文化的難点と達成困難な「新しい大人」の誕生

3-1 「子どもの人権」思想が産み落としたトランジションの文化的難点

そもそも、児童を労働から保護することそれ自体が「大人」の世界や論理からの「子ども」の隔離であった。物理的制度的な隔離は、近代家族の出現と近代学校教育の大衆層への普及によって、また文化的な隔離は、子ども中心主義の影響を受けた教育的な玩具や読み物によって促された。

大正期、母親向けの子育て本や子ども向け玩具が流通し、都市新中間層が受容することで日本にも「子ども」が誕生した。当時おびただしく流通した教育的な玩具や読物、『赤い鳥』（鈴木三重吉）などの芸術教育運動には、「それを通して子供によい教育的効果を与えることを期待しているという計算高い側面」（広田 1999、p.70）、つまり「〈子ども〉から〈大人〉への成長」や「良き〈大人〉となるために適切な教育」（山田 2012、pp.84-85）という観念がともなっていた。ただし、「大人になる」という場合の「大人」を一枚岩でとらえてはならない。「子どもの人権」思想と手を携えた教育の論理が理想としたのは“十分に躰けられた良き国民”であったのに対し、資本側は“十分な労働力”としての大人を期待していたからである。前者に焦点化し後者の要請に応えない子ども中心主義の興隆や新教育運動の推進は、大人や労働の世界と子どもや遊びの世界を分断し、かつて「小さな大人」が歩んだ「大人」への地続きの文化的経路を消滅させた。これを、子どもが「大人になること」を現在の生活とは異質な価値観や枠組みの世界に参入するプロセスとして経験するようになったルーツと同定しようだろう。

「子どもの人権」思想と新教育運動を通じて、「子ども」にはかれら固有の適切な「子ども期」が必要との言説が社会的な正統性を得、自明視されるようになった。その過程で「子ども」は「大人」になるという見方に加え、「子ども」は「子ども」であるという見方のダブルスタンダードが成立したといえるだろう。これらの矛盾するまなざしは、子どもにとってトランジションをめぐる文化的な難点を形成したと考えられる。「大人」になる準備は「子ども」らしい生活のなかで行われたが、その生活は「大人」社会とは異なる価値で秩序づけられており、それゆえトランジションは、後に「社会の荒波」（元森 2009）に

漕ぎ出すことと修辞されるような、文化的な断絶として経験されたからである。

子どもは大人の世界との接点を失い、代わりに子どもらしい生活を理想化するメディアに囲まれた。大正期に都市新中間層が享受するに過ぎなかったこの状況は、戦後の学校教育を通じて幅広い社会層のものとなった。すなわち「子どもが自分の将来の職業とかアイデンティティをあまり意識しない教育のあり方を、非常に広範囲に普及させてきた … 子どもたちは、偏差値などには関心をもっても、自分が将来何をやりたいか、どんな職業に就きたいかは、高校や大学の段階でもあまり意識的には考えない」(小玉 2003、p.94-95)で、受験勉強や学校文化への順応など学校教育のなかに「閉じた努力」や「近代型能力」の獲得に向かわされたのである(本田 2005)。「子どもの人権」が自明となり子ども期が学校や家庭のなかで完結するようになると、子どもは徹底して「児童生徒」として保護(管理)され、かれら自身の適応も反抗もそれに応じた行動として表面化した。高度経済成長期に進行したこのような変化に、山田(2003)は大正期に次ぐ「第二の子どもの誕生」を観察している。かれらは子ども向けメディアの消費者として社会化されたものの、トランジションの主体として社会化されることのない「専業子ども」(小谷 2008)として、もっぱら遊びと勉強にあげられた。

3-2 揺らぐ「就職」と文化的難点の顕在化、そして「新しい大人」の誕生

「子ども」が「大人」にならなくなった。1970-80年代の青年文化論がたびたび指摘したトランジションの問題は、しかしながらライフコースの観点では十分すぎるほど潜在化してきた⁽⁷⁾。なぜなら、高度経済成長という日本社会にたまたま生じた好況経済と労働力不足により、学卒者を職業へと間断なく移行させる「就職」システム(新規学卒者一括採用)が順調に定着・機能し(本田 2014)、離家や家族形成など若者の「自立」をめぐる困難は語られなかったからである。それゆえ公的な若年層向けセーフティネットが整備されることもなかった(濱口 2013)。1980年代まで学卒者を職業世界に迎える体制を社会(=大人)が整え、子ども自身も就職を皮切りに生活給や企業福利、豊かなOJTの機会を享受しながら内部労働市場で成功、という標準化されたライフコース(が強制されること)を自明視した。この標準化されたライフコースを、乾(2010)

は「戦後日本型青年期」と呼ぶ。子どもは「競争主義的な性格の強い学校へと吸収され、在学中はもっぱら家族と学校の保護と管理のもとにおかれるとともに、卒業と同時にその生活のほとんどが企業社会に包摂される」（同書、p.44）ことで「大人」役割を否応なく担うようになった。学校から職業への「間断なき移行」は、戦後に至ると「大人になる」ための通過儀礼となった。文化的精神的な移行が行われなくても「就職」を通じた経済的社会的な移行が可能であったし、また強制された。そこではトランジションの文化的難点は問題にならなかった。

ところが、1990年代、バブル経済崩壊後の日本社会は学卒者から「大人になる」ための通過儀礼や経路を奪った。新卒一括採用の大幅縮小と若年非正規雇用の拡大は、離家や家族形成の基盤を動揺させた。そうして「大人」役割を担えなくなった者は、親元に寄生する者を除き、就業／失業の状態に関わらず「貧困」のリスクに晒された。

と同時に、トランジションの文化的難点がいよいよ顕在化した。すなわち、「大人になる」制度的手段を没収された「子ども」は、それを取り戻すため社会に働きかける認識も行動様式をも持ち得なかったのである。それは、かれらが「子どもの人権」と引き換えに遠ざけられてきた、資本主義における自立や不遇からの自由を希求するための「大人の人権」をめぐる実践知や技法、「政治的能動性」（小玉2014）などである。それらの文化的素地を不要とする世界に生かされてきた「子ども」は、移行過程で抱える種々の困難を、「大人」世界に異議を申し立てるのではなく、多くの場合「自分探し」や「やりたいこと」探し（久木元2003）によって解消しようとした。

1990年代以降、若者を含む「子ども」が行動や運動を起こさず“怒らない”ことをいいことに、「大人」は「コミュニケーション能力」「社会人基礎力」「エンプロイヤビリティ」などに溢れる「新しい大人」像を産み出すことで、若年雇用問題に対処しようとした。「閉じた努力」「近代的能力」は「新しい大人」になる十分条件でなく、上記のような「ポスト近代型能力」を獲得するための「開かれた努力」が必要である（本田2005）。こうした要請は資本側から提示されたが、職場や地域で活躍する「新しい大人」を育てるべく、いまや教育の論理もその要請を引き受けるようになった。しかし、「開かれた努力」の共有され

た具体的方法が示されない今日、「子ども」にとって「新しい大人」はきわめて達成困難である。トランジションをめぐる文化的断絶は、解消どころか強化すらされた。

4. トランジションをめぐる人権論・権利論の射程と課題

4-1 権利論的キャリア教育論

「新しい大人」誕生の背景となったのは、若年雇用問題の原因を若者の意識問題とみなす「大人」からの「若者バッシング」だった。そこには明白な「誤解」があったが、たしかに誤解を生じさせやすい社会的要因もあった（杉田 2017）。そのような状況で「新しい大人」を育てるべく学校教育に導入されたのが、キャリア教育である。産業界からの要請や関与を受けながら推進された現行キャリア教育政策は、紆余曲折を経て、現時点では「基礎的・汎用的能力」（中央教育審議会 2011）に溢れる「新しい大人」に「子ども」を鍛え上げる理念を掲げている。この鍛え上げ志向は本田（2009）がいうように問題含みであるが、とくに労働市場や社会保障政策からの制約を無視するかのような、若年雇用問題の解決に教育が「役立つ」ことへの過剰期待を内包している点は深刻である。それは教育にとって、できない「約束」だからである（児島 2015）。

これに自覚的でありつつ、なお教育の可能性を模索する議論がある。2000年代後半から浮上してきた、若者のキャリア形成をめぐる権利教育論である（児美川 2007、本田 2009、居神編 2015 など）。労使関係論者の熊沢（1998）による提起に続き、「新しい大人」の能力要件を相対化する動きのなかで重要性を帯びたこの議論は、労働者や市民としての人権・権利をまっとうに行使する資質や能力を子どもに育むことに主眼を置く。

その際に重視される人権・権利の中身は、「子どもの人権」ではなく「大人の人権」である。たとえばそれは、資本からの要求に応えるだけでなく、不当な要求や搾取に抵抗し権利を行使しながらそれらを問題化し解決できる資質・能力を指す。達成困難な「新しい大人」を相対化し、社会や職場の現状に対する洞察や運動の担い手として、また政治的主体として「大人になる」ことが強調される。これらの権利論的キャリア教育論の特徴は、労働や大人の世界に参

入していく子どもに対して、社会からの要求に対する「適応」の能力だけでなく、不当な要求・搾取に対する「抵抗」の能力開発を必須とする点であり、それらは個人的な発達のみならず社会の発展にとって重要であると考えられている（本田 2009）。

児美川（2007）は、労使関係や労働問題以外の場面でも主権者として、あるいは権利行使の主体として振る舞いうる力量の形成をめざす「シティズンシップ教育」を、「権利としてのキャリア教育」と有機的統一的に進める必要性を述べている。また、居神編（2015）も「良き職業人」と「良き市民」の同時育成として上記二つの教育を統合的に展望しており、「子どもから市民へ」はトランジションをめぐる重要な論点となっている⁽⁸⁾。

このような視点から、子どもが「現代の日本社会を生き、卒業後は働く存在となる」ということをリアルに見つめ、そこにおける『人権』という視点を徹底して意識」（児美川 2007、p.161）することが学校教育において肝要とされる。職業指導導入期からすでに欠落していた「教育の職業的レリバンス」（本田 2009）を回復し、社会に参入していく若者に一定の「武器」や「鎧」を身につけさせること。そうした武装がとくに必要なノンエリートに焦点化したキャリア教育政策・実践を構想することが（居神編 2015）、現在の子どもと労働をめぐる人権論・権利論のテーマとなっている。このテーマのもとでは、保護や救済を強調する「子どもの人権」よりも、適応や抵抗、承認や参加（居神編 2015）を強調する「子どもと人権」という枠組みが優位になりつつあるといえよう⁽⁹⁾。

権利論的キャリア教育論は、子どもに対する労働者や市民としての権利保障を実質化しようとする。この発想は、意思表示や自己決定といった 20 世紀後半以降の「子どもの権利」論、すなわち「保護と自律の両方の権利を認める立場で、…子どもの権利条約に示されるように、どちらかというと自律の権利の側面をより重視する傾向」（帖佐 2010、p.45）と親和的である。子どもは「子どもの権利」の受益者というより、「大人の権利」の行使主体として準備する存在とみなされているのである。

4-2 そもそも「子どもの人権」問題は存在しない？

「新しい大人」の相対化にともない、子どものトランジションをめぐる人権論・

権利論は、少年司法や選挙権年齢の議論と同様、「子ども」と「大人」の距離を縮めようとする傾向にある。とはいえ、幸か不幸か、現時点で両者が融合しているとはいえないだろう。子どもと人権・権利を接合し「保護と自律のあいだ」(森田 1998) で右往左往する語りは、先進的な見解をもつとみなされる論者も含め、大人による解釈実践に過ぎない(山田 2012) からである。「子どもの権利主体性がようやく認められたとしても、このことは権利行使の場面において子どもが大人と同等に扱われることを意味する訳ではない。子どもには、保護の契機を呼び込む大人との差異が否定しがたく存在する」(大西 2013、p.449)。こうした前提を抱え込む、大人の解釈実践だからである。権利行使をめぐる主体性や自律性を強調しながら、それは将来実現されるものとして「抵抗」の力や武装のための教育・保護を前提とする権利論的キャリア教育論も例外ではない。

極端に言えば、子どもと人権・権利との接合は、大人の都合で操作されている。「子ども」という概念が宗教や社会制度をめぐる大人の営みのなかで輪郭づけられたのと同様、現代の大人による経済的・政治的・文化的な営みに対応するかたちで、子ども像や理想の教育が語られているのである。

ここから指摘できるのは、「子どもの人権」問題のそもそもの不在である。「子どもの人権」の擁護・救済や、保護と自律のあいだにその本質を見出そうとする試みは、子どもと人権・権利をいかに接合し、それにより大人自身をいかにアイデンティファイするかという「子どもと人権」語りに過ぎない。「子どもの人権」問題は取り組まれえない、不在の問題なのである⁽¹⁰⁾。「子ども期」のあり様や「子どもの人権」をめぐる問題の所在は、ナーディネリ (Nardinelli 訳書 1998) が指摘したように、さまざまな立場の大人が制度と、資本と、市場と、家庭と、いかなる関係を築くか、そのために子どもにいかなる人権・権利を認めるか、という点にある。

「子ども」が到達すべき「新しい大人」の能力要件を無限に列挙することで、大人は「大人」世界の秩序や価値指標を自らドラスティックに変える責任から免れる⁽¹¹⁾。こう考えると、若者バッシングや教育改革は、自分が生きる社会とその秩序を賭けた、大人の必死な実践と理解できよう。「新しい大人」に向かってトランジションの主体に育ってもらいたいという子どもに対する要請は、以

前は大人（＝企業社会）が負っていたトランジションをめぐる責任を、多かれ少なかれ放棄している。権利論的キャリア教育論はこの責任への対峙を標榜する貴重な試みだが、教育には超えられない限界、できない「約束」がある⁽¹²⁾。それ以外の多くの「子どもと人権」語りは、学校を卒業し職業へ、社会へと移行しようとしている現代の子どもの生を閉塞させかねない、ふん詰まりの状態にあるといつては過言であろうか。

5. 「大人」の語りなおしがひらく「子どもと人権」語りの可能性

こうした「子どもと人権」語りの状況に対して本稿が仮説的・探索的に提示するのは、「大人」を教育や保護から解放された過剰に「自立（自律）」的なカテゴリーと定義せず、「依存」や「不完全」などの概念で表象する可能性である（尾川 2015、白松 2015）。ここでは「子ども」と「大人」を区別することの無意味さ（山田 2012）よりも、両者を区別し「大人」を語りなおす可能性を強調したい。「子ども」と「大人」の境界線の不在を論じることは可能であるが、にもかかわらずそれらのカテゴリーを参照し利用するわれわれの日常的な実践を扱う場合には、後者がより有効に思われるからである。

子どもと労働、また労働を通じたトランジションをいかに展望するかというキャリア教育論議も、そうした実践のひとつとみなすことができる。上述のように「大人」を語りなおす場合、たとえば「学校から職業への円滑な移行」というキャリア教育の政策理念（中央教育審議会 2011）を相対化し、非「円滑」な社会生活と職業生活を前提とする「社会的・職業的な自立」のかたちを描く試み⁽¹³⁾が必要である。そのために、次のような語り方が有効だろう。現在の大人が「標準」として経験してきた「社会的・職業的な自立」は、個人の能力獲得と同程度かそれ以上に経済的制度的文化的条件に左右されて生じた、社会的な出来事に過ぎない。学校と企業社会に間断なく「依存」し続けたことが「自立」と解釈されているのであって、今日問題となっているのはそうした諸条件の瓦解と、これまで大人が若者向けの公的セーフティネットをきちんと議論してこなかったことである。こうした語り方は、労働の準備をする現在の子どもの権利保障やかれらのトランジションに対する現在の大人の責任を強調し、雇

用や労働、福祉政策の議論を突き動かす論理となりうるだろう。

同時に、「大人」の語りなおしは教育に対する過剰期待や責任転嫁の部分的な抑制につながりうる。子ども個人を市場や政策を克服していく「新しい大人」に育て上げるより、たとえば、市場や政策に制約されたりリスクに直面したりしつつも制度を活用したり仲間と連帯したりして、よりましな市場や政策、職場の形成を目指し続ける「大人たち」を育むといったオルタナティブな教育を構想しうる。個々の「大人」は市場や制度、組織に依存する不完全な存在だが、そうであればこそ「子ども」と「大人」が地続きであり、両者の連続性に焦点を当てた教育論が可能になる。「新しい大人」への無謀な期待を抱き「子ども」との断絶を強化するよりも、常に不完全で何かへの依存を欠いては成立しえない「大人」の生とその多様性を「子ども」の生の延長線上に見据えること。こうした認識のもとで、「子どもと人権」語りは「子ども」と「大人」の連続性に支えられた、トランジションをめぐる実質的な権利保障に向けた実践となるのではないか。その具体を構想していくことが今後の課題であり、また「大人」の責務であろう。

注

- (1) こうした動きの発端は「ブラック企業」「ブラックバイト」問題であった。ただし、この文脈で労働者の権利とは「大人」の人権や権利であり、「子ども」のそれではない。
- (2) 他方で「家内工業のように法の手が届きにくい経済部門があったし、学校の授業時間外の学童の労働は依然として関心の的であった。・・・[大戦後も] 大部分の学童は家計を助け、とくに 20 世紀後半からは、子ども自身の消費をまかなうために何らかの仕事を続けていた」(Cunningham 訳書 2013, pp.232-233、括弧内引用者)。
- (3) ナーディネリの議論について、岩下 (2014) は、19 世紀西ヨーロッパの工業化と児童労働の減少が周辺・半周辺地域の児童労働の増加と関係していたことなどを引き合いに、一国史的な観点からのみの分析には大きな限界があると指摘する。この視点は、第 1 回国際労働会議 (1919 年) など「諸外国からの影響を受ける形で少年労働に対する保護をいかにすべきか、という問題が労働政策担当者やジャーナリズムの側において自覚され」(高瀬 2002, p.151) たという、日本の児童福祉史を理解するうえでも重要である。
- (4) 工場における年少者の使用制限は対象となった事業や企業規模が限定的だったため、工場法制定後に最低年齢の線引きが議論された。具体的には、義務教育の修了年齢と雇用可能となる年齢の整合が図られ、「学校と職業との間の間断なき移行」が論点になった (高瀬 2002)。ここか

児童労働の排除から権利論的キャリア教育論へ
 一人権・権利の視点でひもとくトランジション問題ー

- ら「少年職業紹介」の制度構想が誕生し、学校と職業紹介所の連携が重視され、選職指導のみならず就職後の「輔導」までが保護や教育の対象となった。
- (5) 興味深いのは、推進・反対双方の立場がともに新教育運動の理念を援用しながら各自の主張を立論したことである。詳細は石岡(2011)を参照。
- (6) ここでは主に社会階層上位に受容された「子ども」像を想定し、農村の子どもや大衆層の子どもの進路事情など(木村2000)、多様な実態をカバーしているわけではない。多様な実態に目配りした精緻な議論が今後必要だが、子どもと労働をめぐる人権論・権利論の変化、またそれらが想定する子ども像や大人像の変化に迫る本稿の試みには、一定の意義がある。
- (7) 「青年期に、人は子供から大人に移行すべきだ、という当為がまだ残存していたからこそ、70年代に『モロトリアム現象』は大いに問題視されたのである。しかし、そうした当為は、80年代には消え去ってしまう。『少年ジャンプ』を小わきにかかえたビジネスマンは、すっかりおなじみのものだ。・・・大人と子供との『ボーダーレス』現象が、青年期から移行期としての重要性を奪い去ってしまった」(小谷1993、p.73)。しかし「就学、就職、結婚、退職などの人生の出来事に伴う地位や役割の移行」(岩井2006、p.282)に着目するライフコースの視点に立てば、愛読誌によらず、「就職」を経験し「労働者」役割を引き受けるようになる点に、明確な境界線があったといえる。
- (8) 本田(2009)は、近年のシティズンシップ教育論が政治的市民性や政治的教養を職業的専門性に優先させていると批判し、シティズンシップ教育の立場に立つ広田(2015)も両者を「トレードオフ」の関係とみなして応酬している。本稿では詳述できないが、両者を必ずしも「トレードオフ」とみならず必要性は高くないのではないか(小玉2014)。
- (9) 現代のキャリア教育論が想定している「子ども」は、児童労働の禁止が訴えられた産業革命後の「子ども」と年齢という点では同一ではない。しかし、「キャリア教育権」の視点は小学校段階から必要とされているように(児美川2007)、「子ども」を人権・権利を媒介して労働や「大人」と結び付ける語りのパラダイムが異なることを、ここでは強調したい。
- (10) ここでは「子どもの人権」に関する様々な団体や運動をすべて否定しているのではなく、いかなる実践も「子ども」と「大人」の関係性や「大人」自身の定義をめぐる問題と不可分であることを強調している。
- (11) たとえば「雇用されるかどうかは本来、労働力の供給と需要のバランスによって左右される。にもかかわらず、『エンployイビリティ』という言葉は、そのことを隠蔽して、個人の能力だけが雇用の獲得・維持を規定する要因であるかのように見せてしまう。いいかえれば、雇用を創出できない国家や企業の責任が問われることなく、雇用してもらえない個人の自己責任だけを追及することに手を貸してしまう」(松下2014、p.104)。
- (12) いかなる教育論も、これまで「就職」によって実現してきた「大人」役割の“取得”を、子どもに対して強制したり保障したりするのは不可能である。それは基本的には雇用政策や労働市場の問題であり、教育はせいぜい「大人」役割の“遂行”をしっかりと学習してほしいと期待することしかできない。これは「教育の限界」であるが、大人は「大人」役割を“取得”できない新規学卒者や若者の増加をしばしば「教育の失敗」ととらえることで、若者バッシングや教育改革といった実践に精を出した。
- (13) 中西・高山編(2009)では、都市部ノンエリート青年の「なんとかやっていく」世界を「第二標準」の生き方として記述＝解釈しており示唆に富む。さらに、「戦後日本型青年期」(乾2010)などの「標準や規範に回収できない具体的な大人像に迫ろうとする」試みにおいては、「不安定さや脆弱性を日常とするコンテクストにおいてなお大人を存在可能にするローカリティを描き出すことが重要」であろう(尾川2015、p.37)

参考文献

- Ariès, P. 1960 *L'enfant et la vie familiale sous l'Ancien régime*, Plon (アリエス、杉山光信・杉山恵美子訳 1980『〈子供〉の誕生』みすず書房)
- 帖佐尚人 2010『子どもの権利論の意義とその問題点に関する一考察』『早稲田大学大学院教育学研究科紀要 別冊』18- 1、pp.43-53
- 中央教育審議会 2011『今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について (答申)』
- Cunningham, H. 2005 *Children and Childhood*, Pearson Education Limited (カンニガム、北本正章訳 2013『概説 子ども観の社会史』新曜社)
- 濱口桂一郎 2013『若者と労働』中央公論新社
- 原田彰 2015『差別・被差別を超える人権教育』明石書店
- 広田照幸 1999『日本人のしつけは衰退したか』講談社
- 広田照幸 2015『教育は何をなすべきか』岩波書店
- 本田由紀 2005『多元化する能力と日本社会』NTT 出版
- 本田由紀 2009『教育の職業的意義』筑摩書房
- 本田由紀 2014『社会を結びなおす (岩波ブックレット No.899)』岩波書店
- 堀尾輝久・兼子仁 1977『教育と人権』岩波書店
- 居神浩編 2015『ノンエリートのためのキャリア教育論』法律文化社
- 石岡学 2011『「教育」としての職業指導の成立』勁草書房
- 岩井八郎 2006『ポスト・フォーディズム時代のライフコースと教育』稲垣恭子編『子ども・学校・社会』世界思想社、pp.277-301
- 岩下誠 2009『現代の子ども期と福祉国家』青山学院大学教育学会『教育研究』53、pp.43-55。
- 岩下誠 2014『福祉国家・戦争・グローバル化』橋本伸也・沢山美果子編『保護と遺棄の子ども史』昭和堂、pp.46-56
- 木村壽子 2000『昭和前期の農村の子どもの進路事情』『子ども社会研究』6号、pp.70-84
- 小玉重夫 2003『シティズンシップの教育思想』白澤社
- 小玉重夫 2014『教育の政治性を再考するために』広田照幸・宮寺晃夫編『教育システムと社会』世織書房、pp.32-45
- 児島功和 2015『ノンエリート大学生を対象としたキャリア教育の射程』居神浩編『ノンエリートのためのキャリア教育論』法律文化社、pp.125-147
- 児美川孝一郎 2007『権利としてのキャリア教育』明石書店
- 小谷敏 1993『モラトリアム・若者・社会』同編『若者論を読む』世界思想社、pp.54-79
- 小谷敏 2008『子どもたちは変わったか』世界思想社
- 小谷敏 2017『若者文化の絶望と希望』同編『21世紀の若者論』世界思想社、pp.187-204
- 久木元真吾 2003『『やりたいこと』という論理』『ソシオロジ』48(2)、pp.73-89
- 熊沢誠 1998『就職の現実』佐伯胖ほか編『岩波講座 現代の教育 第12巻 世界の教育改革』岩波書店、pp. 222-246
- 松下佳代 2014『トランジションの困難に対する〈新しい能力〉の有効性』溝上慎一・松下佳代編『高校・大学から仕事へのトランジション』ナカニシヤ出版、pp.91-117
- 森田明 1998『保護と自律のあいだ』『法学教室』No.212、有斐閣、pp.27-32
- 元森絵里子 2009『「子ども」語りの社会学』勁草書房
- 元森絵里子 2014『語られない「子ども」の近代』勁草書房
- 中西新太郎・高山智樹編 2009『ノンエリート青年の社会空間』大月書店
- Nardinelli, C. 1990 *Child Labor and the Industrial Revolution*, Indiana University Press (ナーディネリ、森本真美訳 1998『子どもたちと産業革命』平凡社)

児童労働の排除から権利論的キャリア教育論へ
—人権・権利の視点でひもとくトランジション問題—

- 尾川満宏 2015 『『大人になる』とはどういうことか?』 南本長徳・山田浩之編『入門・子ども社会学』ミネルヴァ書房、pp.28-39
- 大西健司 2013 「関係的権利論による子どもの人権論の再構成」『一橋法学』12(3)、pp.447-501
- 白松賢 2015 「ポスト心理主義時代の「子ども」の多元的解放」南本長徳・山田浩之編『入門・子ども社会学』ミネルヴァ書房、pp.147-160
- 杉田真衣 2017 「働く若者はどう語られてきたか」小谷敏編『21世紀の若者論』世界思想社、pp.107-125
- 高瀬雅弘 2002 「1920年代における少年労働保護政策の転換」『東京大学大学院教育学研究科紀要』42、pp.149-157
- 山田浩之 2003 「マンガはどう語られてきたのか?」小谷敏編『子ども論を読む』世界思想社、pp.55-74
- 山田浩之 2012 「マンガにみる子ども社会の揺らぎ」原田彰・望月重信編『子ども社会学への招待』ハーベスト社、pp.77-97

付記

本研究は JSPS 科研費（課題番号：16K17423）の助成を受けた。